

令和 7 年度 事業推進計画

実施要領	実施計画の内容
1 事業の実施体制等	
(1) 地域技能振興コーナー ア 都道府県単位の地域の窓口となるコーナーを設置すること。 イ コーナーでは利用者の相談窓口として、ものづくりマイスターの認定に係る相談等、ものづくりマイスターの派遣のコーディネート及び連携会議の開催を主たる業務として行うものとする。 ウ コーナーはセンターに対して、地域における事業の進捗状況、実績等必要な報告を行うものとする。	茨城県地域技能振興コーナーを茨城県職業能力開発協会（茨城県水戸市水府町 8 6 4 - 4）内に設置する。 コーナーでは利用者の相談窓口として、ものづくりマイスターの認定に係る相談等、ものづくりマイスターの派遣のコーディネート及び連携会議の開催を主たる業務として行う。 また、センターに対して、各事業の進捗状況、実績等必要な報告を行う。
(2) 地域技能振興コーナーの事業実施体制 ア 地域技能振興コーナー長の配置 イ 一般職員及び事務補佐員の配置	以下の 5 人で事業の実施に当たる。 ア 地域技能振興コーナー長の配置 コーナー長（コーディネータ兼務） 1 人 イ 一般職員及び事務補佐員の配置 一般職員（コーディネータ） 3 人 事務補佐員 1 人
2 ものづくりマイスターの認定、登録に関する業務等について	
(1) ものづくりマイスターの開拓 企業・業界団体の訪問等により、ものづくりマイスター候補者に係る情報収集等（掘り起こし）を行うこと。 令和 7 年度ものづくりマイスター新規認定数の目標数は	本県では中小企業からの派遣希望が多い機械加工職種（マシニングセンタ作業、NC 旋盤作業）や工業高校等からの派遣希望が多い電子機器組立ての職種へ円滑な派遣に対応すると共に、ものづくりマイスターが高年齢化しつつある現状を踏まえ、ものづくりマイスター候補を探し派遣を充実させるため、次のような取り組みを行う。 ・ 技能検定や各種競技大会関係者、技能五輪経験者や一級技能士を多く輩出している日立グループ会社をはじ

実施要領	実施計画の内容
仕様書に示すとおりとする。 なお、ものづくりマイスターの職種については、地域事情を考慮してもなお偏りが見られるため、職種の偏重解消に努めるよう留意すること。 また、過去３年間に一度も活動実績のないものづくりマイスターに対して、引き続き活動する意思があるか否かを確認するとともに、活動継続する意思がない又は活動継続が困難である等のものづくりマイスターについては、登録解除の手続を行うとともに、ものづくりマイスターデータベースの記録の削除も行うこと。	めとした県内企業等に対して、ものづくりマイスター制度の周知や説明を行う。 ・ ものづくりマイスターとの連携を行う中で、定年退職者や早期退職者などの情報を収集し、ものづくりマイスターとしての活動が望める方の情報収集や登録を積極的に行う。 ・ 新規の会社訪問（５０社以上）を行う中で、ものづくりマイスター候補を探す。 ・ 今年度より指定試験機関が実施する技能検定の職種のブライダルコーディネイト、レストランサービス、ビルクリーニング、フラワー装飾、西洋料理、日本料理、洋菓子製造については、ものづくりマイスターの認定職種となったことから、県内の各団体を訪問し本制度の認知度を高め、ものづくりマイスターの候補を探す。 また、過去３年間に一度も活動実績のないものづくりマイスターに対して、引き続き活動する意思があるか否かを確認し、ないときは登録解除の手続を行う。
（２）ものづくりマイスターへの説明 認定を受けたものづくりマイスターに対して、実技指導等に当たる前に、指導技法等講習を受講する必要がある旨を周知すること（センターが定める免除基準に該当する場合を除く。）。	指導技法等講習の受講が必要とされるものづくりマイスター認定者に対して、実技指導に当たる前に受講が必要である旨、説明をする。
（３）申請書類等の取りまとめ ものづくりマイスターの認定申請書の受理業務を行うこと。 申請書類はコーナーが取りまとめてセンターに提出すること。	ものづくりマイスターの認定申請等に係る相談に対応するとともに、申請書の記入ミスがないか、認定基準を満たしているか、証明書等の添付書類に不備がないかを確認する。
（４）ものづくりマイスターに対する研修 コーナーは、新たに認定を行ったものづくりマイスターに対して、実技指導の結果報告の作成方法等事務を含む指	

実施要領	実施計画の内容
導技法等講習を実施すること。 ア 研修の開催頻度や時期 年2回程度を目安に、指導技法を学んだ講師による講義形式により実施すること（ものづくりマイスターの認定件数等に応じて回数を上下して差し支えない。）。 イ 研修内容 センターの準備する指導技法等講習の実施に関する支援（第2.3(2)参照）を活用し、ものづくりマイスターによる指導技能が全国的に均一化できるようにすること。 なお、研修においては、受講者に怪我のないように、安全に十分配慮して実技指導に当たるよう、ものづくりマイスターに入念に伝えること。 また、必要に応じ個人情報保護、セクシュアルハラスメント・パワーハラスメントの防止、若年者・学生との接遇といった面の知識付与や実技指導派遣依頼元の意見等を踏まえた研修を適宜行うこと。 ウ 交通費の負担 指導技法等講習及びその講師養成研修に参加する者に対して交通費を支給する	年2回程度を目安に、指導技法を学んだ講師による講義形式により実施する。新たに認定されたものづくりマイスターに対して、実技指導結果報告の作成方法等の事務、個人情報保護、各種ハラスメントの防止、若年者・学生との接遇に関する知識付与等も含めた指導技法講習を該当者の有無に応じて実施する。 センターの準備する指導技法等講習の実施に関する支援（指導技法等講習資料の提供等や講師養成研修の実施）を活用し、ものづくりマイスターによる指導技能が全国的に均一化できるように実施する。 指導技法等講習及びその講師養成研修に参加する者に対して交通費を支給する。ただし、受講手当は支払わない。

実施要領	実施計画の内容
ことができる。ただし、受講手当は支払わないこと。 エ センター主催「事例発表・意見交換会」への参加 第2.3(2)ア(ウ)に定める「事例発表・意見交換会」へのものづくりマイスターの参加勧奨を行うこと。 参加するものづくりマイスターに対して、コーナーから謝金及び旅費を支払うことができる。なお、2名程度の参加を見込む(※)こと。	中央技能振興センターが主催する「事例発表・意見交換会」について、開催職種のものづくりマイスターに対して参加勧奨を行う。 参加するものづくりマイスターに対して、コーナーから謝金及び旅費を支払う。
3 ものづくりマイスターの活用に係る業務について	
(1) 若年技能者の人材育成に係る相談・援助等 コーナーの相談窓口においては、次に掲げる事項について、相談・援助、ものづくりマイスターの派遣等を行うこと。 ア 技能検定の実技試験や技能競技大会の競技課題等を活用した若年技能者の人材育成に係る取組方法への相談・援助 イ 若年技能者の人材育成に資する訓練施設・設備等のコーディネートや、実技指導等の相談・援助 ウ ものづくりマイスターの派遣やそのためのコーディネート	中小企業等に対して事業利用に向けた相談を受ける窓口を設け、技能検定の実技試験等を活用した若年技能者の人材育成に係る取組みなどを紹介する。ものづくりマイスターによる指導を希望する場合は、コーナー職員が事前に設備等の確認および受講予定者の技能・知識のレベル確認を行い、対応可能であるものづくりマイスターと相談した上で、指導計画の立案を依頼する。

実施要領	実施計画の内容
(2) ものづくりマイスターの派遣による指導の実施 ア 派遣対象企業等・指導対象者 (ア) 派遣対象企業等は、次のとおり。 ① 中小企業（中小企業基本法第2条に定める中小企業者をいう。以下同じ。） ② 業界団体（商工会、協同組合等の事業主団体や産別労働組合をいい、法人格の有無は問わない。以下同じ。） ③ 工業高校等学校（公共職業能力開発施設を除く。）	派遣先の新規開拓に向けて、年度初めの4～5月に重点的に事業の周知・広報活動を行い、6月以降に順次ものづくりマイスターの派遣が出来るよう計画する。 また、新たにものづくりマイスターに認定された職種についての派遣先についても新規開拓を行う。 ① 中小企業に対する実技指導 中小企業の新規派遣先開拓に重点をおき、新規の会社訪問（50社以上）による説明やチラシ等によるPRを積極的に行い、本事業の認知度を高めます。また、これまでに本事業を活用した中小企業等のクチコミも活用し、事業のPRを行い、中小企業の新規派遣先の確保を目指します。この他、以前に派遣を希望していたものの業務都合などの理由により派遣に至らなかった企業や、過去に本事業を活用した企業に対しても、活用に向けた調整を行う。指導内容は、技能検定の過去の課題を使用したものを中心に、若年技能者の技能向上に繋がる指導を行う。 ② 業界団体に対する実技指導 技能検定などで協力体制にある業界団体に事業内容を説明し、構成員の技能向上を図る機会の創出や所属企業に対する事業の利用促進を図る。指導内容は技能検定に関するものだけでなく、技能の伝承など幅広い内容に対応する。 ③ 工業高校等学校に対する実技指導 工業高等学校及び専修学校・各種学校・大学・専門学校の生徒に対し、ものづくり産業やIT産業に従事するものづくりマイスターと接する事で入職意欲促進に繋げる事を視野に、本事業の利用促進を図る。指導内容として、技能五輪全国大会の競技課題や過去の技能検定試験(3級相当)の実技課題等を基にした指導を実施する。生徒の訓練内容及びその成果を精査し伝達するなど通常の授業では学習出来ない作品を作り上げ、技能尊重気運の醸成を図る。

実施要領	実施計画の内容																									
	※ものづくりマイスター派遣目標 <table><tr><th>派遣先</th><th>派遣数</th><th>日数</th><th>派遣者数</th><th>活動数</th></tr><tr><td>中小企業</td><td>35 件</td><td>20 日</td><td>540 人日</td><td>1,310 人日</td></tr><tr><td>業界団体</td><td>1 件</td><td>4 日</td><td>10 人日</td><td>40 人日</td></tr><tr><td>工業高校等学校</td><td>60 件</td><td>10 日</td><td>500 人日</td><td>3,600 人日</td></tr><tr><td colspan="3">合計</td><td>1,050 人日</td><td>4,950 人日</td></tr></table>	派遣先	派遣数	日数	派遣者数	活動数	中小企業	35 件	20 日	540 人日	1,310 人日	業界団体	1 件	4 日	10 人日	40 人日	工業高校等学校	60 件	10 日	500 人日	3,600 人日	合計			1,050 人日	4,950 人日
派遣先	派遣数	日数	派遣者数	活動数																						
中小企業	35 件	20 日	540 人日	1,310 人日																						
業界団体	1 件	4 日	10 人日	40 人日																						
工業高校等学校	60 件	10 日	500 人日	3,600 人日																						
合計			1,050 人日	4,950 人日																						
(3) 若者に対する「ものづくりの魅力」発信 ア 地域若者サポートステーション事業の支援対象者に対する「ものづくりの魅力」発信の実施 イ 小中学校等の児童・生徒に対する「ものづくりの魅力」発信 ウ 公民館・集会所等の公共施設又はショッピングモール等民間施設のイベントエリア等（以下「公共施設等」という。）における「ものづくりの魅力」発信 エ ものづくりの魅力、技術者の持つ技能を伝えるための各種大会を通じての「ものづくりの魅力」発信	サポステ事業の支援対象者は様々な要因を抱えている若者が多く、配慮が必要であるため、サポステと連携を図るとともに、支援対象者の状況説明を受け、ものづくりマイスターの有効活用が見込まれる場合には、積極的な検討・協力等を行う。 小中学校等の児童・生徒等を対象に、ものづくりへの興味を得られる内容で派遣計画を立案し、ものづくり現場での就業等を実現できるよう、ものづくりマイスターを活用した「ものづくりの魅力」発信を行う。 公共施設等を会場としたものづくりマイスターの派遣については、主に IT 分野の魅力発信を行います。本県の IT 分野は、AI や IoT など高度な IT 技術を担う人材の需要が高まっており、このような中において、IT 分野で活躍するものづくりマイスターによる実習体験を受けることで、進路につなげる有用な機会と捉え、児童・生徒を中心にプログラミングの楽しさをはじめ、現代の生活基盤を支える製品製造においてプログラミングのスキルが必要不可欠であることを伝えることで、将来の IT 技術を担う人材の確保に繋げる。 <table><tr><th>派遣先</th><th>派遣数</th><th>日数</th><th>派遣者数</th><th>活動数</th></tr><tr><td>「ものづくりの魅力」発信小中学校・公共施設等</td><td>4 件</td><td>1 日</td><td>60 人日</td><td>300 人日</td></tr></table>	派遣先	派遣数	日数	派遣者数	活動数	「ものづくりの魅力」発信小中学校・公共施設等	4 件	1 日	60 人日	300 人日															
派遣先	派遣数	日数	派遣者数	活動数																						
「ものづくりの魅力」発信小中学校・公共施設等	4 件	1 日	60 人日	300 人日																						
(4) 熟練技能者等による派遣指導及び「ものづくりの魅力」発信事業の実施	学校等の要請に応じ、ものづくりマイスター職種以外の職種について実技指導を実施します。技能検定職種となっているフラワー装飾職種等について、熟練技能者による実技指導を行うことにより、園芸科等に在籍する生徒の技能向上の一環として、技能検定受検者の増加に繋げる。																									

実施要領	実施計画の内容												
	派遣先	派遣数	日数	派遣者数	活動数								
	高校	8 件	2 日	15 人日	200 人日								
4 地域における技能振興事業の実施													
(１) 技能五輪全国大会の予選の実施等 本事業において、技能五輪全国大会の予選を実施するとともに、技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加を援助することとし、若年者の技能レベル向上等を図ることとする。 ア 技能五輪全国大会の予選の実施 (ア) 対象地域 予選大会は、各コーナーが担当する都道府県別に実施すること。 (イ) 都道府県職業能力開発協会との共同実施 (ウ) 予選会の競技数・競技職種等 a 本事業で行う予選会の実施職種 b 予選会の参加手数料の徴収 予選会参加者から、参加手数料を徴収すること。 参加手数料の額は、当該都道府県における２級技能検定実技試験受検手数料の額（若年者減免措置後の額）を参酌して定めること。	若年者の技能レベルについてより一層の向上を図ることを目的とし、茨城県職業能力開発協会と共同で以下のとおり予選会を実施します。募集時期に県内の企業・教育訓練機関に対して予選会への参加及び観覧に向けた働きかけを行う。 令和７年度の開催計画は、技能検定２級実技課題で予選を行う職種以外で、茨城県職業能力開発協会と協議を行い次の職種とした。 <table><tr><td>予選職種</td><td>電工</td></tr><tr><td>募集時期</td><td>１０月上旬</td></tr><tr><td>実施時期</td><td>２月中旬</td></tr><tr><td>選手数(見込)</td><td>２人</td></tr></table> 予選会参加者から、参加手数料を徴収する。 参加手数料の額は、当該都道府県における２級技能検定実技試験受検手数料の額（若年者減免措置後の額）を参酌し、９，２００円(税込)とする。					予選職種	電工	募集時期	１０月上旬	実施時期	２月中旬	選手数(見込)	２人
予選職種	電工												
募集時期	１０月上旬												
実施時期	２月中旬												
選手数(見込)	２人												

実施要領	実施計画の内容															
イ 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加支援の実施 コーナーは、技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会に、当該都道府県の若年技能者が選手として参加する場合に、当該参加選手とその指導者の参加旅費及び道具等の運搬費の援助を行うこと。	技能五輪全国大会、若年者ものづくり競技大会への参加を促進するため、中小企業・教育訓練機関等に所属する参加選手と指導員の旅費と工具等の運搬費の援助を行い、若年技能者の大会参加を促進する。 <table><tr><th>大会名</th><th>開催日程</th><th>場所</th><th>選手数</th><th>指導員数</th></tr><tr><td>技能五輪全国大会</td><td>10月17日 ～20日</td><td>愛知県</td><td>5人</td><td>4人</td></tr><tr><td>若年者ものづくり競技大会</td><td>8月3日 ～4日</td><td>香川県</td><td>2人</td><td>2人</td></tr></table>	大会名	開催日程	場所	選手数	指導員数	技能五輪全国大会	10月17日 ～20日	愛知県	5人	4人	若年者ものづくり競技大会	8月3日 ～4日	香川県	2人	2人
大会名	開催日程	場所	選手数	指導員数												
技能五輪全国大会	10月17日 ～20日	愛知県	5人	4人												
若年者ものづくり競技大会	8月3日 ～4日	香川県	2人	2人												
(2) 卓越した技能者の表彰制度の紹介コンテンツの作成支援 社会一般に技能尊重の気風を浸透させ、青少年が技能労働職に入職することを促進するため、令和7年度の卓越した技能者の表彰の被表彰者の技能を紹介するためのコンテンツの作成支援を行うこと。	社会一般に技能尊重の気風を浸透させ、青少年が技能労働者の道に入職することを促進するため、本県における令和7年度の卓越した技能者の表彰の被表彰者の技能を紹介するためのコンテンツの作成支援を行う。															
(3) 「地域発！いいもの」応援事業及びグッドスキルマーク事業に係る対応 両事業のいずれかに認定された事業者から認定内容の変更・廃止等の相談を受けた際は、センターに問い合わせるよう伝えること。	両事業は令和7年度新規認定を行わないが、いずれかの認定を受けた事業者から認定内容の変更・廃止等の相談を受けた際はセンターに問い合わせるよう伝える。															
5 地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営について																
(1) 連携会議の設置 コーナーは、都道府県等地方公共団体、都道府県労働局、労使団体等をメンバーとする都道府県別の連携会議を設置し、運営すること。	本事業の効果的な実施、さらに関係者の取り組みによる相乗効果を図ることを目的に連携会議を設置し、次の団体の代表者を委員として委嘱し、相互協力を図る。 ・一般社団法人茨城県経営者協会 ・公益財団法人いばらき中小企業グローバル推進機構 ・茨城県中小企業団体中央会 ・茨城県商工会議所連合会 ・茨城県商工会連合会															

実施要領	実施計画の内容
	・茨城県技能士会連合会 ・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構茨城支部 ・茨城県産業戦略部産業人材育成課 ・茨城県教育庁学校教育部高校教育課 ・茨城県職業能力開発協会 ・茨城労働局（予定）
（２）連携会議の開催回数 連携会議は、年間２回以上開催するものとし、年度当初に実施計画書を踏まえた、ものづくりマイスターの派遣や技能振興の取組、事業実施に当たっての連携・協力の在り方の方針決定（推進計画の決定）、年末に当年度の事業実施状況等の報告を行うこと。	地域の産業特性や就業構造等を踏まえた技能振興の取組みを検討し、推進計画の策定等を行う。 第１回目 ・開催時期：年度当初（令和７年６月頃） ・当該年度の推進計画の決定 第２回目 ・開催時期：年末（令和７年１２月頃） ・当年度の事業実施状況及び次年度に向けた改善事項等の報告
（３）県労働局との連携 大学や専門学校等の教育（工業高校以外）及び中小企業等における派遣指導について、都道府県労働局と連携の上、派遣先の開拓を実施すること。 前述の連携会議によるほか、５月上旬を目処に労働局職業安定部を訪問し、労働局と相談の上、実態に沿った取組を検討すること。	茨城労働局に対し連携会議のメンバーとして参画するよう要請すると共に、本制度周知の協力依頼を行い派遣先の開拓を行う。また、労働局（ハローワーク）が行う事業と連携して制度の周知に努める。
個人情報等の適切な取扱い及び漏洩防止を徹底するための措置	
個人情報等の適切な取扱い及び漏洩防止を徹底するための措置	（１）メール誤送付 ア メール宛名間違い ① 宛先のアドレスをダブルチェックする。 イ BCC を TO、CC 送付 ① 宛先が BCC かをダブルチェックする。 ② 送信宛先が複数の場合、強制的に BCC に変換するシステムを導入済。 ウ 誤情報送付 ① 文章及び添付ファイルが正しいかダブルチェックする。 ② 添付ファイルを自動で分離し、ダウンロードするシステムを使用し、添付ファイルの再確認を行う。

実施要領	実施計画の内容
	③ 要機密情報を暗号化する。 ④ 文章等のひな形を作成して、それをもとに作成する。（メールの使い回しをしない。） (2) FAX 先誤り ① 宛先、FAX 番号及び文章が正しいかダブルチェックする。 ② FAX 送信後、履歴により送信状況を確認する。 ③ FAX に代えてメールを使用するように業務方法を変更する。 (3) 郵送誤り 宛先、文章及び、封入物が正しいかダブルチェックする。 (4) 手渡し誤り 手渡す物及び、手渡す先が正しいかダブルチェックする。 (5) 誤アップロード アップロードする事項の内容及び、アップロード先が正しいかダブルチェックする。 (6) その他 (1)～(5)に定めるものの外、個人情報等の適切な取扱い及び漏えい防止のために受託者としてあらゆる手段を講じる。 (7) 委託者への速やかな報告 情報セキュリティインシデントが発生した際は、委託者に速やかに報告を行う。